

笑舞CHEER&DANCE STUDIO 入会会員規約

【入会資格】

- ・ 当スクールが大切にしていることが、「身体能力の向上」のみならず、「努力の大切さ」、「協調性と自主性」、「挨拶と礼儀」であることを了承する方が入会できます。
- ・ 当スクールに入会できる方は、3歳以上の健康な方で本スクールの趣旨に賛同し、規約を承諾した方とします。レッスン及び活動に支障をきたす可能性のある方は入会できません。
- ・ 会員制となりますので、入会申込書と入会金を納めてから会員となります。
- ・ 入会金は入会手続きを行った「会費発生日」から発生いたします。
- ・ NACK5 スタジアム大宮内で運営する「Omiya X Box(OXB)」において、スポーツ・ダンス等のスクール事業を除き、初月は指定口座への振込とさせていただきます。
- ・ なお、未成年者(18歳未満の者)の方が入会される際には、法定代理人の同意が必要となります。

【受講について】

- ・ 料金案内は別紙(ホームページもしくは別リンク)にて確認してください。
- ・ レッスン回数は月4もしくは3回/年間合計43回、月3回/年間36回、月2回/年間24回、になります。年間レッスン日に関してはレッスンスケジュールよりご確認ください。
- ・ 月謝は原則前納制/クレジットカード決済です。一度納めていただいた入会金・月謝は理由を問わず返還しません。また納入が遅れた場合は受講出来なくなることもございます。
- ・ レッスンを休む場合は、必ず連絡を入れてください。
- ・ レッスン、どのような理由でも休まれた場合、振替・払い戻しなどは一切致しません。
- ・ 講師の都合により、時間・曜日の変更や代理講師によるレッスンを余儀なくされる場合があります。
- ・ 天災、台風や大雪の悪天候により、レッスンの実施が困難であると判断した時休講致します。その際の連絡はスタジオ側/講師より連絡を致します。SNSなどによる情報発信も致しますのでご確認ください。
- ・ 体調不良の場合は無理せずにお休みください。
- ・ ダンスに伴う身体的な動作を説明するために、講師が受講生の身体に触れることがあることをご了承ください。
- ・ 自宅での練習をしてこない受講生、歩きまわることの多い受講生、講師に反抗して説明を聞こうとせず、従おうとしない受講生等に対して叱ること、練習に遅刻した受講生をイベント等に出さずに見学させることなどの指導があることをご了承ください。
- ・ 立ち位置・昇級テストの結果、競技に参加するチームの選抜などについて、当スクールの判断を尊重し、異議を唱えないことをご了承ください。

【受講の変更・退会について】

- ・ クラスの変更・退会する場合は、変更・退会する月の前々月(2カ月前)までに変更・退会届を提出してください。提出を受け取り次第、金融会社への中止手続きを致します。突然の退会の場合は月謝の引き落とし分の返金は出来かねますのでご了承ください。

【利用及び事故について】

- ・ レッスン中の盗難・事故について本スクールは責任を負いかねます(保護者同士のトラブルについても同様とさせていただきます)
- ・ 受講中の疾病・怪我が発生した場合応急処置は取りますが、本スクールでは一切責任を負わないものとします。
- ・ チーム内でのトラブルを防ぐため、宗教・その他の勧誘は一切禁止とさせていただきます。
- ・ 講師、チームまたは他の会員様に迷惑をかける行為などが見受けられ、迷惑行為と判断された場合には退会させていただきます。

【個人情報の取り扱い】

- ・ 個人情報(入会の際に記入事項)は、適切かつ慎重に管理し漏洩・改ざん・紛失がないように適切な管理を務めます。
- ・ 正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報の提供・開示は致しません。ただし、月謝・入会金等の集金、管理の目的で、運営管理アプリ「Sgrum」を導入する上で必要な個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号その他目的に必要な項目)を株式会社ユーフォリア(本社:東京都千代田区麹町4丁目8-1 麹町クリスタルシティ東館10階)に提示いたします。
- ・ ご本人より情報の変更・削除の申し出があった場合は合理的な範囲で必要な対応をします。
- ・ レッスン・活動の撮影した写真・映像等は本スクール(株式会社 Show-V、また関係する会社、講師等)の WEB サイトなどの宣伝のために利用することができるものとします。また、退会後についても利用できるものとします。
- ・ 受講生の写真を SNS 上に掲載する際は、ほかの受講生に関しては顔にモザイク等をお付けください。

【賠償責任】

- ・ 当スクール内で発生した紛失・盗難・傷害その他事故について会社およびパートナーは一切の責任を負いません。
- ・ 施設又は講師、第三者へ損害を与えた場合は速やかに賠償責任を果たさなければなりません。

【規約の改正について】

- ・ 生徒及び保護者の事前の承諾を得ることなく本規約を改正することができ、規約を変更する場合、変更の内容及び、効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに当スクールの書類もしくはウェブサイト等での告知などにより通知します。

【その他費用について】

- ・ 月謝以外に衣装代・音代・作品代・イベント参加費・追加分・引率代・施設費代を徴収することがございます。

その際は事前にご連絡いたします。

- ・ 毎年4月分に、年会費として¥3,000+税を徴収させていただきます。
- ・ 月謝以外の請求に関しましては、その都度連絡を致します。こちらはカード払いもしくは振込とさせていただきます。

2026年1月15日 改正

笑舞CHEER&DANCE STUDIO